

役場からのお知らせ

納期のお知らせ

● 3月に納めるもの ●

後期高齢者医療保険料	9期分	3月31日
保育料	2月分	3月10日
保育料	3月分	3月31日
水道料	3月分	3月31日
町営住宅使用料	3月分	3月31日

● 4月に納めるもの ●

固定資産税	1期分	4月30日
水道料	4月分	4月30日
町営住宅使用料	4月分	4月30日
保育料	4月分	4月30日

※平成26年4月より保育料の納期が月末に変更になりました。

口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

町民課からのお知らせ

70歳～74歳の国保加入者の方の医療機関での 窓口負担割合見直しに関するお知らせ

70歳～74歳の方の医療機関での窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担で据え置かれていました。平成26年度からより公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることになりました。

見直しは平成26年4月2日以降、70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

- 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）
 - ・70歳の誕生月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から窓口負担が2割になります。（例）平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。
 - ・一定の所得がある方（注1）は、これまでどおり3割負担です。
- 平成26年4月1までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）
 - ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。）
 - ・一定の所得がある方（注1）は、これまでどおり3割負担です。

（注1）住民税の課税所得が145万円以上である70～74歳の国民健康保険加入者がいる世帯に属する方を現役並み所得者といい、自己負担割合が3割となります。ただし合計収入額が下表の条件をみたく場合は申請により自己負担割合が1割になります。

70～74歳の国保加入者の人数	70～74歳の国保加入者の合計収入額
1人	383万円未満（注2）
2人以上	520万円未満

（注2）383万円以上の場合でも、同一世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいて、その方との合計収入額が520万円未満である場合は、申請により自己負担割合が1割となります。

※現在高齢受給者証の発行を受けている方で1割負担となっていた方は「一部負担金の割合」欄の記載が「2割（ただし、平成26年3月31日迄は1割）」となっていますが、「2割（75歳到達まで特例措置により1割）」と変更になりますので、記載事項を変更した新しい受給者証を3月中に送付させていただきます。有効期限は7月31日までと変わりません。

○お問い合わせ 役場1階 町民課 国民健康保険係 ☎43-2111（内線2114）